

内務省  
官庫

所屬官廳、官制改正ヲ加ヘ海事局ヲ廢止シ新ク  
職員ノ特別仕用ニ關之件ヲ審査スルニ付般通信省

内務省  
官庫

郵便貯金局、通信管理局及通信官署職員  
特別仕用ニ關之件ヲ審査部省

謹テ御諮詢、郵便貯金局、通信管理局及通信官署

書記官長   
主筆 書記官

書記官



逓信管理局ヲ設ケテ逓信管理局事務官、同事務官補、

事務官

監督ニ

同書記、同書記補等ヲ置キ又通信官署、  
通信事務官

船金局、亦郵便車事務官、同書記、同書記補等ヲ置キ郵便

同書記補等ヲ置キトト居て何れ其ノ特別任用

規定ヲ設ケレントニシテ從前此等、各官之該當

大半通信事務官、通信事務官補、通信局、通信半

並ニ海事局事務官等、特別任用乞ノ規定ト大差

ナク且ツ官制改正、際臨時、特別任用ニ關スル規定を別

二支障ナシモノト認ムニ仰リ、依案ノ通り決セラ

然ト一レト思料

右證ア審査、結果ヲ郵送ス

年月日

書記官長

議長室

書記官長

四月

主筆 書記官

書記官

海員審判所職員定員及作用名中改正件

審査報告

證テ御詔勅、海員審判所職員定員及作用名中改正、  
件ヲ審査スルニ付銀海事局ヲ廢止シ其事務ヲ新設

、海事管理局、所管ニ屬セシムニ付銀海事局、職員